

令和3年第4回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 議案第37号 仁淀川町国民健康保険大崎診療所に勤務する医師の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第38号 仁淀川町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
3. 議案第39号 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）について

令和3年第4回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年6月28日（月曜日）

10時00分開会

10時31分閉会

出席議員（9名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
4番	片岡智準	5番	大野弘
6番	西森久雄	7番	野村安夫
8番	左京憲昌	9番	藤崎源彦
10番	若藤敏久		

欠席議員（1名）

3番 岡田良成

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	教育長	竹本雅浩
総務課長	黒川一彦	保健福祉課長	谷脇昭仁
保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長	荒木紀和	保健福祉課主幹	片岡明德
仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司	池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人
仁淀住民福祉課長	大野真智		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大石浩平	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前 10 時 00 分 開会

○議長 おはようございます。

ご報告申し上げます。議席番号 3 番、岡田良成君から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は 9 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 4 回仁淀川町議会臨時会を開会します。

直ちに会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番、片岡智準君、5 番、大野 弘君を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日に決定をいたしました。

ここで、招集者の挨拶を求めます。大石町長。

○町長 おはようございます。本日は、臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスワクチン接種は、希望された高齢者への 2 回目の接種が昨日 27 日に終了しました。これからは 12 歳以上 64 歳以下の方への接種に移りますが、接種券は既に送付済みであり、7 月からはワクチン接種を希望される方への接種が開始されます。同時に、町内の小中学校並びに保育所の職員への接種も行い、8 月中旬にはワクチン接種を希望する町民への 2 回目の接種が終了するよう取り組んでまいります。また、その後の希望者には医療機関での個別接種を想定しております。

次に、大崎診療所建て替え工事につきましてご説明させていただきます。

大崎診療所建て替え工事は、工期を令和 4 年 7 月 31 日として現在建設中でございますが、内科診療につきましては、新館にて 7 月 19 日から診療を開始することといたしております。一方、歯科につきましては、最終的にパワーリハビリテーションスペースとして整備する部屋へ移り、仮歯科診察室として活用し、内科と同じく 7 月 19 日から新たな診療を開始することといたしております。

さて、本議会臨時会に提案しております議案につきましては、地域医療確保に向けた条例の一部改正2件及びそれに関する一般会計予算の補正1件を提案させていただいております。提案理由につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

議案の上程を行います。

日程第3、議案第37号、仁淀川町国民健康保険大崎診療所に勤務する医師の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第5、議案第39号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認をお願いします。

日程第6、執行部に提案理由の説明を求めます。議案第37号から議案第39号まで一括して、黒川総務課長。

○黒川総務課長 おはようございます。副町長が欠員となっておりますので、総務課において提案理由の説明をさせていただきます。ご了承お願いいたします。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案書1ページ、議案第37号から説明いたします。

議案第37号、仁淀川町国民健康保険大崎診療所に勤務する医師の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険大崎診療所に勤務する医師の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年6月28日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、2ページのとおり、仁淀川町国民健康保険仁淀診療所が新たに開設予定であることに伴い、当診療所勤務医師の給与等を本条例の対象とするため、本条例の一部を改正するものであります。施行日は規則で定める日からとしております。

次に、議案書の3ページをお願いします。

議案第38号、仁淀川町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例につ

いて。

仁淀川町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年6月28日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、4ページのとおり、地域医療の確保のため、仁淀川町国民健康保険仁淀診療所を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。施行日は規則で定める日からとしております。

次に、議案書の5ページをお願いします。

議案第39号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）について。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年6月28日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,550万5,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和3年6月28日提出、仁淀川町長大石弘秋

まず、歳入でございますが、詳細につきましては、7ページから8ページをご参照ください。

7ページ、18款の繰入金は、財政調整基金繰入金560万円の補正でございます。

8ページ、21款の町債は、旧合併特例債の仁淀診療所整備事業債1億500万円の補正でございます。

次に、歳出でございますが、詳細につきましては9ページをご参照ください。

9ページ、4款の衛生費は、仁淀川町森の西村医院の建物購入に係る費用として1億1,000万円の補正、建物購入に係る登記委託料60万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1億1,060万円の補正で、補正後の合計は73億4,550万

5,000円となります。

以上で私からの提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案の審議を行います。

日程第7、質疑を行います。

議案第37号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第37号の質疑を終結します。

議案第38号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 この議案第38号の内容は、国民健康保険診療所の設置ということで条例改正されるわけなんですけども、ということは、この森診療所についての医師及び職員に対する人事権というものは全て仁淀川町長の権限とするということによろしいのでしょうか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 片岡智準議員の質問にお答えをさせていただきます。

質問がございましたように、国保診療所として町営の診療所として開設する以上、町の権限になります。それで、一応、医師と看護師、この医療体制については何とか継続してやっていただけるという了解も頂いておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 片岡智準君。

○4番 ということは、現在もこの大崎診療所へ町の職員が配置されているわけなんですけども、今後は、森の診療所についても、町の職員として採用した者があちらのほうへ勤務すると、できるというように理解してよろしいということでしょうか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 片岡智準議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ご質問ございましたように、直営の診療所として開設する以上、町の職員となります。一応、西村医院の先生、そして看護師のスタッフの皆さん方には町の職員として勤務していただくことになりますので、やはり大崎診療所と同じ扱いになります。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第38号の質疑を終結します。

議案第39号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 ちょっと確認なんですが、今の金額は建物、上物だけということで、土地についてはどのようになっているのか。できるのであれば、土地も一緒に登記なんかすれば金額的にも安くなると思いますが、その辺について確認をお願いします。

○議長 片岡保健福祉課主幹。

○片岡保健福祉課主幹 大野議員の質問にお答えをさせていただきます。

先生との今までの話合いの中で、建物については購入をさせていただく。医療法人を解散するということで、購入をさせていただく。土地については、今、用地対策課と事業認定について打合せをしております。土地の収用法にかかりそうだというような返事を頂きましたので、今後において、西村荘介先生、そして奥さんと、購入については、分筆作業を先に行いまして、事後に購入ということで承諾を頂いておりますので、よろしくお願いします。

それと、収用法につきましては、1年ぐらいの時間がかかるというような連絡も頂いておりますので、併せてご報告させていただきます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。左京憲昌君。

○8番 町長の任期も8月、残り少ないような状態になっているんですが、この前の議会でも、これをもうちょっといろんな面から検討、勉強したらどうやという意見も発せられましたが、それはどういう理由で急がれるのかなというのも、今日は皆さんも見えていきますので、その辺りも分かりやすく説明いただきたいのと、それで、今のこの提案は、建物の購入だけに絞られているわけで、後のことが分からないんですが、今までの現状のお医者先生と、それから看護婦さん等を町のほうに受け入れる際に、給料であったり待遇の面、いろいろ問題はないのか。

それともう1つは、以前に町長のほうから3,000万円から5,000万円の年間赤字は覚悟だよという話がありましたから、そこら辺りの経営計画で、あのときはそういうお話だったが、その後いろいろ精査するとこれぐらいまでには詰められそうだとか、そういう説明をぜひお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 左京議員の質問にお答えをさせていただきます。

この件につきましては、昨年11月中旬頃でございましたが、西村先生から話をしたいということで、私はお会いをいたしました。そのときに、やはり医療法人西村会、西村医院として地域医療にこれまで携わってきた、3代にわたって携わってきおるわけでござ

いますが、先生としても何とか今後頑張っていきたいという思いを持って取り組んできたようでございますけれども、人口減少が進む中で、過疎化、高齢化も非常に進んでまいりまして、医療法人として運営をしていくのは非常に経営面で厳しい。このままでは昨年度の3月31日、これまで持ちこたえるのが精いっぱいだと。そこで、何とか解散・清算をしたいというお話を頂きました。

これまで西村医院としては3代にわたって地域医療に従事をしていただいて、本当に地域住民の命と暮らしを守るために取り組んでいただきましたし、また、保育園や小中学校の嘱託医、また、地域の産業界の産業医として取り組んでまいりました。また、地域にあるグループホームやデイサービス、また、広域の湖水園もございますが、そういったところのバックアップもしていただきましたし、特に、今回のコロナ禍の中で、ワクチン接種、これにも大変なご協力を頂きました。こういったことを考えると、やはりこの医療機関が地域からなくなる、これは、地域にとってはもちろんのこと、本町にとりましても大変厳しい状況であるわけでございますので、町としても、先生との話を重ねる中で、何とか継続していく方法はないのかというお話もさせていただきました。そういった中で、やはり経営自体が厳しいと、これを続けることは非常に厳しいということで、そうすれば、現在の西村医院の建物を町が購入して直営の診療所としてやる場合に、先生、またスタッフの皆さん方が医療の継続をできる形の体制で協力していただけるだろうかと、こういったお話もする中で、一定、話が進んでまいりました。

そこで、医療法人としても解散して清算していく以上、やはり今後に向けた契約、これがどうしても必要だということで、専門の鑑定士をお願いをして、先ほど予算提案させていただきました額について、一定、話合いが整ったところでございます。これをですね、やはり時間をかけておると、先生もなかなかよう持ちこたえられないわけで、令和3年度は何とか先生に頑張っていたきたいと。この間に正式に何とか契約を早期にして、医療法人としては解散・清算手続をする。また、町としても、その後、来年の4月1日開所に向けてこれから準備を進めていかなければならないわけございまして、そういった時間を考えると、やはり早期に町としての方向性を示す必要があったということで、今回この臨時議会をもってお願いをしてきたわけございまして、本日ご決定いただきましたならば、まずは仮契約を調印したいと思っております。それが終わりましたら、今度、本契約ということになると思っておりますので、ひとつご理解とご協力を頂きたいと思っております。

また、今後の経営についてのお話もございましたが、非常に厳しい状況だと思っております。大崎診療所ももちろんでございますが、やはり町としてもできるだけ今後経営改善をしながら取り組んでいかなければならないわけでございますが、現在の西村医院の経営状況を参考にいたしますと、なかなか黒字という状況には厳しいと思っております。やっぱり今の状況を見ますと、3,000万円前後の一定の負担をしていく必要があると考えておりますが、これについては、過疎債、こういった有利な起債も活用しながら対応してまいりたい、このように思っております。

職員の処遇につきましては、これはもちろん現在の大崎診療所は町の規定もございます。それに基づいて一応これは決まっていることでございますので、やはりそれをもって先生、そして看護師等にも一定話をさせていただきました。先生、また看護師の現在のスタッフの皆さん方にも一定理解を頂いて、協力が頂けるという方向でございますので、町としてもその方向で進めてまいりたい、このように思っております。ひとつご理解を頂きたいと思います。

○議長 左京憲昌君。

○8番 確認ですが、そしたら、今、町長がおっしゃった、町営になるのは来年の4月1日以降ということでよろしいんですか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 左京議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

西村医院とも話をする中で、何とか年度内は頑張っていただけるようでございますので、町としては4月1日開所に向けて進めてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長 ほかに質疑はございませんか。若藤敏久君。

○10番 地元の議員として一言申し上げておきたいと思います。もしかしたらこの案件に反対する議員さんがいたらと思って、賛成という立場で討論を構えておりました。ただ、反対という立場ではございませんけど、だんだんの意見があるようなので、私の意見を申し上げておきたいと思います。

行政としての使命と最重要課題、これは当然のことながら住民の生命と暮らしを守ることでございます。病院がある、お医者さんがいてくれる、これだけで地域住民にとりましては大きな支えとなっております。二、三十年ぐらい前までは、西村医院は、高知県でも上位の患者数、そして所得を誇っておりました。地域の催しの際にも常に援助をしていた

だき、仁淀川町にとってはなくてはならない存在でございました。

しかしながら、ここ数年、人口の自然減によりまして患者数は激減し、このままでは、今、町長が説明したとおり、廃業せざるを得ない、そういう状況となりました。西村医院が廃業となりますと、二度と仁淀に病院の開設・開業はできません。いろいろ、3,000万円ぐらいの赤字が出るんじゃないだろうかという町長の意見もございましたが、他の予算を削ってでも地域医療を確保しなければならない、これが最大の要因であります。どのような予算を削ってでも地域医療だけは確保しなければならないと。今こそ議員が立ち上がり、一致団結をして地域の医療を確保し、住民の生命と暮らしを守る、これが我々議会に与えられた責務であると、このように考えております。

当然のことながら、私はこの補正予算には大賛成の立場でございます。議員の皆様にもぜひともそのようにご賛同いただきますようお願いをいたしまして、私の意見を終わります。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。西森常晴君。

○2番 こういう言い方をすると誤解を受けるかも知れませんが、これを機会に、やはり一般質問でも言いましたけれども、終末医療に向け、今度、診療所ができることによって、もっと前向きな、町民に希望を持てるような、そういう運営を期待したいと思いますが、いかがでしょう。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 西森常晴議員の質問にお答えをさせていただきます。

質問がございましたように、大変大事なことで思っております。我々としても、大変厳しい状況の中にありますけれども、そういった方向を目指してまいる必要があると思っておりますし、私も任期は間近でございますけれども、やはり次のリーダーも、これは当然その方向で取り組んでいただけるものと思っておりますので、ひとつご理解を頂きたいと思えます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第39号の質疑を終結します。

日程第8、これより討論・採決を行います。

議案第37号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第37号、仁淀川町国民健康保険大崎診療所に勤務する医師の給与等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第38号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第38号、仁淀川町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第39号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）については原案どおり可決されました。

暫時休憩にします。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和3年第4回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時31分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員